

熊	谷	支	部
例	会	研	修

令和4年度税制改正

※ 本テキストは、令和4年度税制改正大綱を基に作成されております。

埼玉県税理士講師団
関東信越税理士会本庄支部
講師 松本純一

目 次

I 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除の特例の延長及び見直し	1
(2) 認定住宅の新築等した場合の特別控除の延長及び見直し	3
(3) 住宅ローン控除の特例に係る確定申告手続き等の見直し	4
(4) 耐震改修工事をした場合の特別控除の延長及び見直し	5
(5) 特定の改修工事をした場合の特別控除の延長及び見直し	6
(6) 住民税における住宅ローン控除の見直し	7
(7) 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度の見直し	8
(8) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し	9
(9) 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の見直し(地方税)	10

II 資産課税

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び見直し	11
(2) 法人版事業承継税制の提出期限の延長	13
(3) 相続税に係る死亡届の情報等の通知	13
(4) 相続税・贈与税についての検討	13

III 法人課税

(1) 大企業向け賃上げ税制の見直し	14
(2) 中小企業向け所得拡大税制の延長及び見直し	16
(3) 外形標準課税の付加価値割の見直し	17
(4) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し	18
(5) 証拠書類のない簿外経費への対応策	18
(6) 交際費等の損金不算入制度の延長	20
(7) 少額資産を取得した場合の損金算入制度の見直し	20
(8) 先行取得の場合の圧縮記帳制度の法令化	21
(9) グループ通算税制の見直し	21

目 次

IV 消費課税	
(1) インボイス制度に係る見直し	23
V 納税環境整備	
(1) 税理士制度の見直し	26
(2) 過少申告加算税等の加重措置の整備	29
(3) 財産債務調書の提出要件の見直し	30
(4) 電子帳簿保存法による電子取引の電磁的記録の宥恕措置	31
参考 令和4年中に適用される過年度税制改正	33

I 個人所得課税

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の延長及び見直し

① 住宅借入金等を有する場合の所得の特別控除について、適用期限(令和3年12月31日)を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

イ 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

a b以外の住宅の場合

居 住 年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合(既存住宅の取得又は住宅の増改築等)における借入限度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とする。

b 認定住宅等の場合

	居 住 年	借入限度額	控除率	控除期間
認 定 住 宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
Z E H 水 準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後しようされたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は、一律10年とする。

ロ 適用対象者の所得要件を2,000万円以下(現行:3,000万円以下)に引き下げる。

ハ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又はその家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、

本特例の適用ができることとする。

ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

ニ 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のを除く。)又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又はその家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

ホ 適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。)であることを加える。

ヘ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

イ 住宅ローン控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)されました。

ロ 消費税増税による反動減対策としての上乗せ措置を当初の設定通り注文住宅の新築は令和3年9月30日までに契約し、令和4年12月31日までに入居、分譲住宅等は令和3年11月30日までに契約し、令和4年12月31日までに入居したものをもって終了し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額について上乗せ措置が講じられました。

ハ 平成30年度分の会計検査院の報告の中に「租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について」の報告にあった指摘事項である『住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっている』につき、控除率が0.7%(現行:1%)に引き下げられ、また、控除期間について見直しが図られました。

ニ 当面の経済状況を踏まえた措置として、所得要件について2,000万円(現行:3,000万円)に引き下げられ、面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者で令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅は床面積40㎡に緩和されました。また、令和6年7月以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、住宅ローン控除を適用できないこととなりました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

④ 改正のまとめ

イ 借入限度額及び控除期間

		改正前	改正後	
		令和3年入居	令和4年～令和5年入居	令和6年～令和7年入居
		借入限度額・控除期間	借入限度額・控除期間	借入限度額・控除期間
新築住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅 及び認定低炭素住宅)	5,000万円 13年	5,000万円 13年	4,500万円 13年
	ZEH水準省エネ住宅	4,000万円 13年	4,500万円 13年	3,500万円 13年
	省エネ基準 適合住宅		4,000万円 13年	3,000万円 13年
	一般住宅		3,000万円 13年	2,000万円 (注) 10年
中古住宅	一般住宅	2,000万円 10年	2,000万円 10年	2,000万円 10年
	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円 10年	3,000万円 10年

(注) 令和6年以後に建築確認を受ける家屋又は建築確認を受けない家屋で、登記簿上の建築日付が、令和6年7月1日以降のものは住宅ローン控除の適用がありません。

ロ その他

	改正前	改正後
控 除 率	1.0%	0.7%
所 得 要 件	合計所得金額が 3,000万円以下	合計所得金額が 2,000万円以下
床 面 積 要 件	50㎡以上 合計所得金額が1,000 万円以下の場合 40㎡以上	50㎡以上 合計所得金額が1,000 万円以下の場合(注) 40㎡以上

(注) 令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅に限る。

(2) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長及び見直し

- ① 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場

合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居 住 年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅	650万円※	10%

※ 消費税率8%又は10%以外の認定住宅等の新築等の場合には、控除対象限度額は500万円

② 改正のポイント

認定住宅を新築等した場合の特別税額控除の適用期限が2年延長(令和5年12月31日までに入居した者が対象)されました。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて対象住宅にZEH水準省エネ住宅が追加されました。

なお、今回の税制改正では、住宅ローン控除で所得要件と床面積要件(令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものに限る。)の改正がありましたが、本規定については、その改正はありませんでしたので、所得要件(3,000万円以下)と床面積要件(50㎡以上)は現行のままとなりますのでご注意ください。

③ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(3) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続き等の見直し

① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続き等について次の措置を講ずる。

イ 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下「住宅ローン控除」という。)の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、その個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項(以下「申請事項」という。)を記載した申請書(以下「住宅ローン控除申請書」という。)の提出をしなければならないこととする。

ロ 住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者は、その住宅ローン控除申請書の提出を受けた日の属する年の翌年以後の控除期間の各年の10月31日(その提出を受けた日の属する年の翌年にあつては、1月31日)までに、その住宅ローン控除申請書に記載された事項及びその住宅ローン控除申請書の提出をした個人のその年の12月31日(その者が死亡した日の属する年にあつては、同日)における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、その債権者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

この場合において、その債権者は、その住宅ローン控除申請書につき帳簿を備え、その住宅ローン控除申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととする。

ハ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項に、住宅借入金等の年末残高を加えることとする。

ニ 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとする個人は、

住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び新築の工事の請負契約書の写し等については、確定申告書への添付を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その適用に係る新築の工事の請負契約書の写し等の提示又は提出を求めることができることとし、その求めがあったときは、その適用を受ける個人は、その書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

ホ 給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとするものは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書については、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書への添付を不要とする。

ヘ その他所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

住宅ローン控除に係る確定申告手続き等について以下の見直しが行われました。

イ 住宅ローン控除の適用を受けようとする個人は、その借入金等の債権者である金融機関に氏名及び住所、個人番号その他一定の事項を記載した住宅ローン控除申請書を提出しなければならないこととなりました。また、住宅ローン控除適用年の確定申告時に借入金の年末残高証明書及びその住宅に係る新築工事の請負契約書等の写しを添付書類として添付する必要がなくなり、その翌年以降の年末調整時に借入金の年末残高証明書を添付する必要がなくなりました。

ロ 住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者である金融機関は、その住宅ローン控除申請書の提出があった年の翌年以後の控除期間の毎年10月31日（初年度は翌年の1月31日）までに、年末残高等一定の事項を記載した調書を本店等の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、その申請書を提出した個人ごとに個別に帳簿等で管理を行う必要があります。

ハ 税務署長は、確定申告期限等から5年間はその住宅に係る新築工事の工事請負契約書の写し等の提出等を求めることができます。

③ 適用時期

本改正は、居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用されます。

(4) 耐震改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長及び見直し

① 既存住宅の耐震改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。

イ 令和4年及び令和5年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	250万円	10%

ロ 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

② 改正のポイント

耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が2年間延長され、その2年間の控除対象限度額及び控除率が定められました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に耐震改修が完了した場合に適用されます。

(5) 特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長及び見直し

① 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。

イ 特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及控除率を次のとおりとする。

居 住 年	対 象 工 事	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	
	三世帯同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	
	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	

(注) カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

ロ 個人がその個人の所有する居住用の家屋について上記(4)イの耐震改修工事又は上記イの対象工事をして、その家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合(その工事の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、一定の要件の下で、その個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額{その耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円からその金額(その金額が控除対象限度額を超える場合には、その控除対象限度額)を控除した金額のいずれか低い金額を限度}の5%に相当する金額を控除する。

a その耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額(控除対象限度額を超える部分に限る。)の合計額

b その耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額(補助金等の交付がある場合にはその補助金等の額を控除した後の金額)の合計額

(注)上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐震改修工事又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にその耐震改修工事又は対象工事を行った床面積等乗じて計算した金額(補助金等の交付がある場合にはその補助金等の額を控除した後の金額)をいう。

ハ 適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事(現行:全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事)とする。

ニ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

ホ その他所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が2年間延長され、その2年間の控除対象限度額及び控除率が定められました。

また、省エネ改修工事について、「全ての居室の全ての・・・」の文言が取れて適用対象となる工事の幅が広がるとともに、控除限度額を超える部分等の金額の5%相当額の上乗せ控除の規定が追加されました。

なお、上記(2)認定住宅の新築をした場合と同様に、今回の税制改正では、住宅ローン控除で所得要件と床面積要件(令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものに限る。)の改正がありましたが、本規定については、その改正はありませんでしたので、所得要件(3,000万円以下)と床面積要件(50㎡以上)は現行のままとなりますのでご注意ください。

③ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に特定の改修工事をし、その工事の日から6月以内に居住の用に供した場合に適用されます。

(6) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の見直し

① 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。

イ 令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(住宅の取得等をして令和4年分から令和7年分までの間に居住の用に供した者に限る。)のうち、その年分の住宅借入金等特別税額控除額からその年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額に相

当する額をその年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で減額する。また、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

ロ その他所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

住宅ローン控除について、控除可能額のうち所得税額から控除しきれない部分の金額は、一定額まで個人住民税において減額されますが、今回の改正で特定取得の場合の限度額{所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)}が廃止されました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年分以後に住宅の取得等をして住宅ローン控除を受ける場合において、令和5年分以後の個人住民税について適用されます。

(7) 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度の見直し

① 一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

イ 完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)に該当する株式等に係る配当等

ロ 配当等の支払いに係る基準日において、その内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(その内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。)の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合におけるその他の内国法人の株式等に係る配当等

(注) 上記の「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいう。

② 改正のポイント

完全公法人株式等に係る配当等については、令和元年度に会計検査院より『原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、その配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される』との指摘があり、納税に係る資金的・事務的負担を軽減し、納税環境の整備を図ることを目的として、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。

③ 適用時期

本改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

(8) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し

① 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(以下「対象者」という。)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合(以下「株式等保有割合」という。)が100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。

ロ 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

ハ その他所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

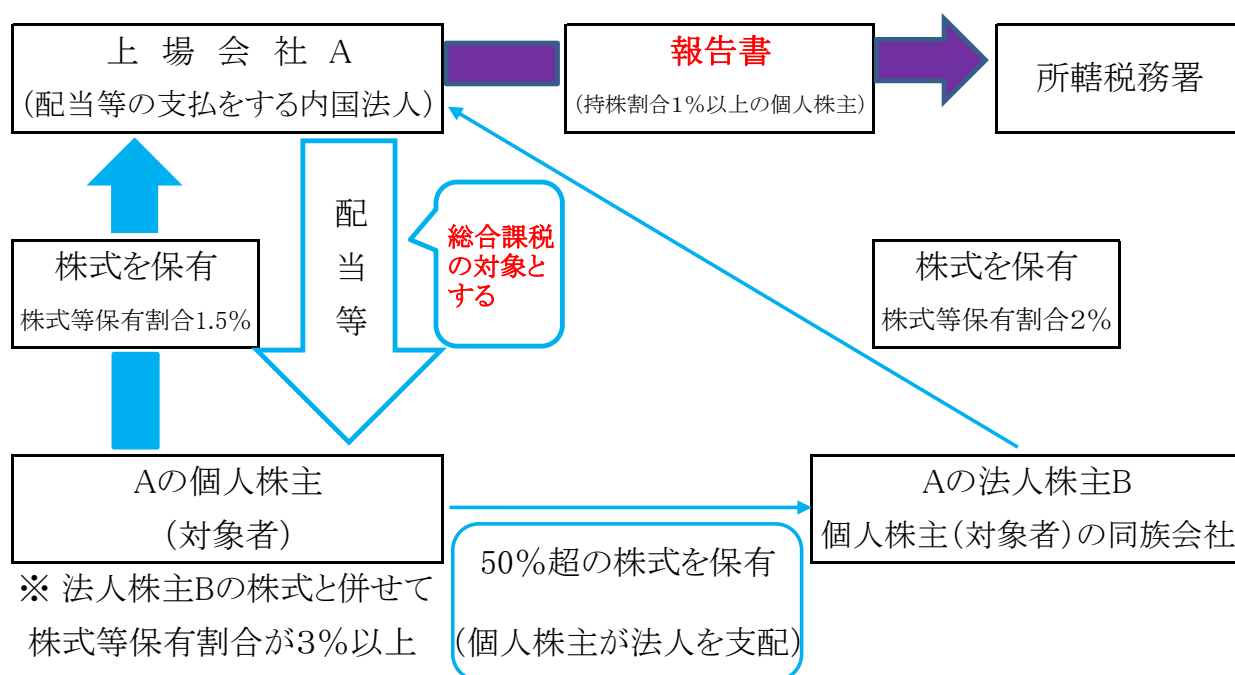
上場株式等に係る配当等については、令和2年度に会計検査院より『申告不要配当特例等の制定の目的や改正の状況等を踏まえ、申告不要配当特例等の適用状況について、議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合が実質的に3%以上となっている個人株主と大口の個人株主との間での課税の公平性が確保されているかなどに着眼して検査した。その結果、持株割合が実質的に大口の個人株主と同等の3%以上となっている特殊関係個人株主と大口の個人株主との間での課税の公平性が保たれていない状況となっていると思料される。』との指摘があり、個人株主が保有している株式だけでなく、その個人株主が支配している同族会社の保有している株式との合計で上場株式等に係る配当等の課税の特例を判断することになりました。

また、配当等の支払をする内国法人は、所轄税務署長に対し、株式等保有割合が1%以上となる対象者の氏名等を記載した報告書を提出しなければならないこととされました。

③ 適用時期

本改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき又は支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

④ 図解



(9) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し(地方税)

- ① 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。
- ② 上記①に伴い、次の措置を講ずる。
 - イ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。
 - ロ その他所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

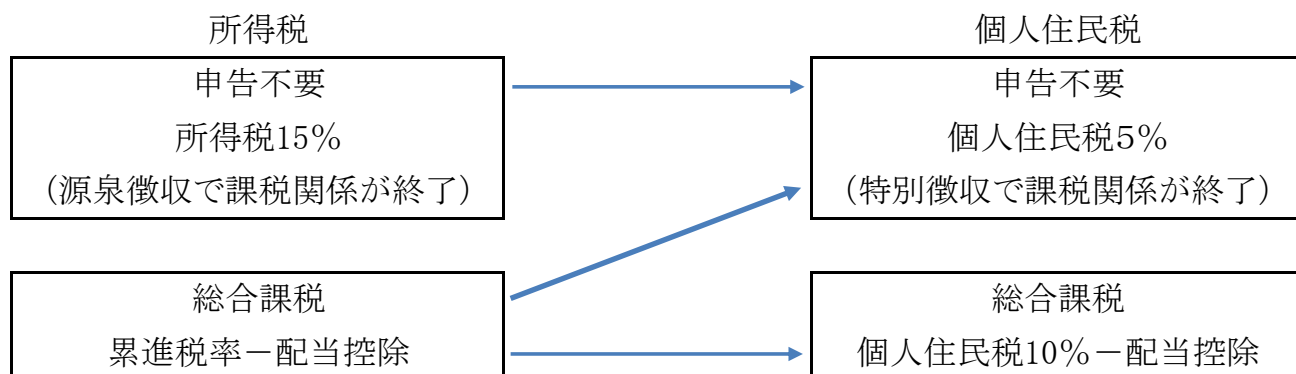
上場株式等の配当所得等に係る課税方式については、これまで個人住民税と連動して負担額が決まる国民健康保険料等に対する影響等を考慮して、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することが可能でしたが、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式が一致するように見直しが図られました。

③ 適用時期

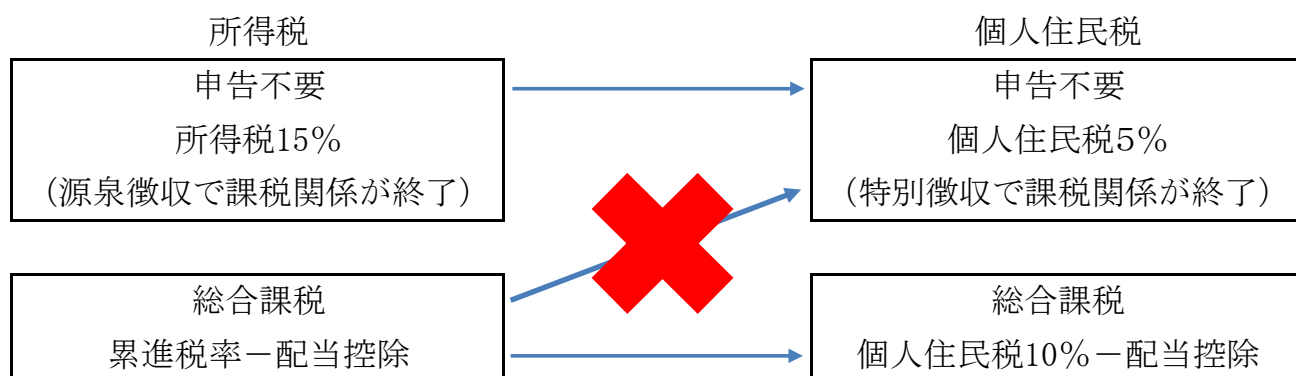
本改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。

④ 図解

改正前



改正後



Ⅱ 資産課税

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の延長及び見直し

- ① 適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長する。
- ② 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等した次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円
 - ロ 上記以外の住宅用家屋 500万円
- ③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。)であることを加える。
- ④ 受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。

(注) 上記(②を除く。)の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とする。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とする。

⑤ 改正のポイント

高齢化に伴い相続による財産の世代間移転も高齢化している状況を踏まえ、若年世代への財産の移転時期を早めこれを有効活用することによる経済の活性化を期待しつつ、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、要件等の見直しを図りつつその適用期限が2年延長されました。

また、改正前は消費税率が10%による取得なのか又はそれ以外の取得なのかで非課税限度額が異なりましたが、今回の改正で消費税率による非課税限度額の差異がなくなりました。

⑥ 適用時期

本改正の適用時期は、令和4年1月1日(上記④の改正については、同年4月1日)以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

⑦ 改正のまとめ

		改 正 前	改 正 後
適用期限		令和3年12月31日まで	令和5年12月31日まで
契約締結日		令和2年4月から令和3年12月まで	契約の締結時期は考慮しない
良質な住宅用家屋 ① 省エネ住宅 ② 耐震性の高い住宅 ③ バリアフリーの住宅	消費税率 10%	1500万円	1,000万円
	上 記 以 外	1,000万円	
上記以外の 住宅用家屋	消費税率 10%	1,000万円	500万円
	上 記 以 外	500万円	
震災特例法による良質な住宅用家屋 (省エネ、耐震、バリアフリー)		1,500万円	1,500万円
震災特例法による上記以外の 住宅用家屋		1,000万円	1,000万円
既存住宅の築年数要件		取得の日以前20年以内に建築されたもの (耐火建築物は25年以内)	築年数要件は廃止されました。 ただし、新耐震基準に適合していることが新たに要件として加わりました。
受贈者の年齢要件		20歳以上	18歳以上

(2) 法人版事業承継税制の特例承認計画の提出期限の延長

① 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承認計画の提出期限を1年延長する。

② 改正のポイント

新型コロナウイルスの影響により売上が減少し、承継時期を後ろ倒しにする傾向があり、事業承継税制の特例承認計画の申請件数の推移が鈍化している状況を踏まえ、特例承認計画の提出期限が1年延長されました。

ただし、特例計画の提出期限は、令和6年3月31日まで1年延長されても、令和9年12月31日までの法人版事業承継税制の適用期限は延長されていませんのでご注意ください。

また、個人版事業承継税制については、特に改正等がありませんでしたので現行の期限通り(特例承認計画の提出期限:令和6年3月31日まで、適用期限:令和10年12月31日まで)となります。

(3) 相続税に係る死亡届の情報等の通知についての見直し

① 相続税に係る死亡届の情報等の通知について、次の見直しを行う。

イ 法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、その届書等情報等及びその死亡等をした者の戸籍等の副本に記載されている情報を、その提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならない。

ロ 市町村長は、その市町村長等がその市町村の住民基本台帳に記載されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、その死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、その届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、その市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

② 改正のポイント

これまで死亡届が提出された場合には、市町村から所轄税務署へ死亡届の内容が通知され、固定資産税等の情報はこの通知に併せて提供されていましたが、今回の改正により、戸籍等の副本と固定資産課税台帳の登録事項等の情報が通知すべきものとなりました。

③ 適用時期

本改正の適用時期は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用する。

(4) 相続税・贈与税についての検討

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも高齢世代が保有する資産を早いタイミングで若年世代に移転することができれば、これを有効活用することで最終的に経済が活性化することが期待されます。

一方で、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っており、高齢世代の保有する資産が適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねないため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要です。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されています。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっています。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要があります。

この相続税・贈与税のあり方についての見直しは、平成31年度(令和元年度)、令和2年度、令和3年度そして令和4年度と4年間の税制改正大綱において検討課題・検討事項として強調されているところであり、いろいろなメディアを通じて、暦年課税制度の廃止・相続時精算課税制度へ一本化や生前贈与加算制度を3年から10年へ延長といったような様々な予想が挙げられていますが、あくまで予想は予想ですので今後の改正案の動向に注目していきましょう。

Ⅲ 法人課税

(1) 大企業向け賃上げ税制の見直し(所得税についても同様とする。)

① 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。

この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。

ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

(注1) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネット

を利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(注2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給額がある雇用者で一定のものをいう。)に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 設立事業年度は対象外とする。

(注4) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(現行:確定申告書等への添付)をしなければならないこととする。

② 改正のポイント

コロナ禍で低迷する経済にあつて、長期的な視点で企業の成長を促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様な利害関係者への還元につなげるという「成長と分配の好循環」の実現に向けて、賃上げと人的資本への投資を強化する観点から、賃上げ税制について大幅な見直しが図られました。

具体的には、令和3年度に従来の判定対象者である「継続雇用者」から判定対象者が「新規雇用者」へと見直しが図られましたが、再び判定対象者が「継続雇用者」となりました。

また、上乗せ措置として、新たに10%の上乗せ措置が設定され、最大控除率(現行:20%)が30%となりましたが、限度額は法人税額の20%と変更はありません。

なお、継続雇用者が令和3年3月31日以前のもと同様であるのか否かは今後の詳細な資料によりご確認ください。また、その内国法人の事業年度開始の日によって本規定の判定対象者や控除率が変わりますので、決算の際はどの年度の規定の適用があるのか慎重にご確認ください。

③ 適用時期

本改正は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

(2年間の時限措置)

④ 改正のまとめ

			改 正 前	改 正 後
適用要件	賃上げに関する要件	①	適用年度の雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	適用年度の雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額
		②	適用年度の新規雇用者給与等支給額 > 前期の新規雇用者給与等支給額 × 102%	適用年度の継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 103%
	大規模企業への要件※		—	給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ること

※ 大規模企業とは、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人をいう。

			改 正 前	改 正 後
税 額 控 除 率 額	控除額の計算		控除対象新規雇用者給与等支給額×控除率	(雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額)×控除率
	控 除 率	原則	15%	15%
		5%上乗せ	教育訓練費≥前期の教育訓練費×120% の場合…5%上乗せ 確定申告書等に明細書の添付が必要	教育訓練費≥前期の教育訓練費×120% の場合…5%上乗せ 明細書の保存が必要
		10%上乗せ	—	適用年度の継続雇用者給与等支給額≥ 継続雇用者比較給与等支給額×104% の場合…10%上乗せ
	控除限度額		法人税額×20%	法人税額×20%

(2) 中小企業向け所得拡大促進税制の延長及び見直し(所得税についても同様とする。)

① 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。

イ 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。

ロ 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

(注) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(現行:確定申告書等への添付)をしなければならないこととする。

② 改正のポイント

コロナ禍で低迷する経済にあって、長期的な視点で企業の成長を促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様な利害関係者への還元につなげるという「成長と分配の好循環」の実現に向けて、賃上げと人的資本への投資を強化する観点から、中小企業向け賃上げ税制について見直しが図られました。

具体的には、上乗せ措置の要件について、上乗せ控除率が引き上げられるとともに、改正前は、①雇用者給与等支給額が前期から2.5%以上増加、②教育訓練費の額が前期から10%以上増加又は経営力向上の証明という2つの要件のいずれも満たさなければ上乗せ措置の適用を受けられませんでした。改正によりこれらの要件が分けられ、それぞれの要件を満たせば上乗せ措置の適用を受けられることとなりました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

④ 改正のまとめ

		改 正 前	改 正 後
適用要件	賃上げに関する要件	適用年度の雇用者給与等支給額＞ 比較雇用者給与等支給額×101.5%	適用年度の雇用者給与等支給額＞ 比較雇用者給与等支給額×101.5%
税 額 控 除 額	控除額の計算		(雇用者給与等支給額－比較 雇用者給与等支給額)×控除率
	控 除 率	原則	15%
		10%上乗せ	(注1)と(注2)の要件を満たす 場合…10%上乗せ 確定申告書等に明細書の添付が必要
		15%上乗せ	— 適用年度の雇用者給与等支給額≥ 比較雇用者給与等支給額×102.5% の場合…15%上乗せ
	控除限度額		法人税額×20%

(注1) 雇用者給与等支給額≥比較雇用者給与等支給額×102.5%であること

(注2) 次に掲げる要件のうちいずれかの要件を満たすこと

- a 教育訓練費≥前期の教育訓練費×110%
- b 中小企業等経営強化税制による経営力向上についての証明がされていること

(3) 給与等の支給額が増加した場合の外形標準課税の付加価値割の見直し

① 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度を改組し、法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

(注) 雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

上記(1)大企業向け賃上げ税制の見直しに伴い、外形標準課税の計算における付加価値割の課税標準からの控除額を、控除対象新規雇用者給与等支給額から控除対象雇用者給与等支給増加額とする見直しがありました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

④ 改正のまとめ

	改 正 前	改 正 後
適 用 要 件	適用年度の新規雇用者給与等支給額 > 前期の新規雇用者給与等支給額 × 102%	適用年度の継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 103%
控 除 額	控除対象新規雇用者給与等支給額 ※ 雇用安定控除との所要の調整あり	控除対象雇用者給与等支給増加額 ※ 雇用安定控除との所要の調整あり

(4) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

① 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

外形標準課税対象法人のうち軽減税率適用法人の所得割について、所得区分に応じた軽減税率が廃止されました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

④ 改正のまとめ

			改正前	改正後
所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下	0.4%	1.0%
		年400万円超 年800万円以下	0.7%	
		年800万円超	1.0%	
		軽減税率不適用法人		
	付加価値割		1.2%	1.2%
資本割		0.5%	0.5%	

(5) 証拠書類のない簿外経費への対応策(所得税も同様とする。)

① 法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書(その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。)を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価その他原価の額(資産の販売又は譲渡におけるその資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供におけるその資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。)並びにその事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額(以下「費用の額等」という。)

は、次に掲げる場合に該当するその売上原価の額又は費用の額等を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

イ 次に掲げるものによりその売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむをえない事情により、その取引に係るaに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含む。）

a その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類

b 上記aに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

ロ 上記イa又はbに掲げるものにより、その売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他その取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記イに掲げる場合を除く。）であって、その相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、その取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

（注）その法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額等のうち、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

② 改正のポイント

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握に係る税務当局の執行コストが多額であり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在する。記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するような事例も生じており、記帳義務等を適正に履行する納税者との公平性の観点から、過少申告加算税等の加重措置と併せて簿外経費の必要経費又は損金に算入しない措置が講じられました。

具体的には、税務調査の現場において、証拠書類の保存がなく、かつ帳簿等への記載がされていない簿外経費を納税者が主張する場合には、次に掲げる場合を除き、その簿外経費を必要経費不算入又は損金不算入とする措置が講じられました。

イ その簿外経費が生じた取引につき、保存する帳簿書類等により取引が行われたこと及びその取引金額が明らかである場合

ロ その取引が行われてことが推測され、反面調査等により税務署長がその費用が生じたと認める場合

③ 適用時期

本改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。（個人所得課税については、令和5年分以後の所得税について適用されます。）

(6) 交際費等の損金不算入制度の延長

① 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例及び接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

② 適用時期

本改正は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

(7) 少額資産を取得した場合の取得価額の損金算入制度の見直し(所得税についても同様とする。)

① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度及び一括償却資産の損金算入制度並びに少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、次の見直しを行う。

イ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外する。

ロ 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外する。

ハ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

② 改正のポイント

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度及び一括償却資産の損金算入制度並びに少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の適用対象資産から貸付けの用に供した資産が除かれました。ただし、貸付けが主要な事業として行われるものはこの限りではありません。

なお、主要な事業として行われるものの具体的な定義等や適用時期は明らかになっていないので、今後の情報に注意が必要です。

③ 適用時期

本改正の適用時期は、税制改正の大綱に明記されていません。

④ 改正のまとめ

	取 得 価 額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度(注2)	適用あり (貸付け用×)(注1)	適用あり (貸付け用×)(注1)	適用あり (貸付け用×)(注1)	適用なし
一括償却資産の取得価額の損金算入制度	適用あり (貸付け用×)(注1)	適用あり (貸付け用×)(注1)	適用なし	適用なし
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	適用あり (貸付け用×)(注1)	適用なし	適用なし	適用なし

(注1) 資産の貸付けが主要な事業として行われる場合には、損金算入制度等の適用があります。

(注2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

(8) 先行取得の場合の圧縮記帳制度の適用の明確化

① 次の制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いを法令上明確化する。(次のイ及びホの制度は、所得税についても同様とする。)

- イ 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ロ 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ハ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ニ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ホ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

② 適用時期

本改正は、法人税法基本通達により圧縮記帳をできることが明らかにされていますので、いつから適用開始ということはありません。

(9) グループ通算制度の見直し

① グループ通算制度の施行に伴い、次の見直しを行う。

イ 投資簿価修正制度について、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が、その株式(子法人株式)に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置を講ずる。

(注1) 対象となる通算子法人からは、主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人を除く。

(注2) 上記の「資産調整勘定等対応金額」とは、上記の通算子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額をいい、子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額に対応する金額に取得株式数割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

(注3) 資産調整勘定等対応金額は、上記の通算子法人を被合併会社法人等とする非適格合併等が行われた場合には零とする。

(注4) 連結納税制度からグループ通算制度に移行したグループの連結開始・加入子法人についても、対象とする。

ロ 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産から除外される資産から帳簿価額1,000万円未満の営業権を除外する。

ハ 益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額を除外する。

ニ 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、共同事業性がない場合等の損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件のうち支配関係5年継続要件について、次の見直しを行う。

a 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日(現行:設立日)の最も早いものとの間で行うものとする。

b 要件の判定を行う通算法人等が通算承認日の5年前の日後に設立された法人である場合の支配関係5年継続要件の特例について、次の見直しを行う。

(a) 通算子法人の判定において、自己を合併会社とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人(通算法人を除く。)を被合併会社とするもの及び自己が発行済株式等を有する内国法人(通算法人を除く。)で他の通算子法人の支配関係法人であるものの残余財産の確定を特例の適用から除外される組織再編成に加える。

(b) 通算グループ内の法人間の組織再編成を特例の適用から除外される組織再編成から除外する。

ホ 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦は、非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例十年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額(現行:非特定欠損控除前所得金額)の比によることとする等の見直しを行う。

ヘ その他所要の措置を講ずる。

② 改正のポイント

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度がグループ通算制度へのスムーズな移行に向けて、グループ離脱時の通算子法人株式の簿価修正制度や時価評価制度、通算税効果額の範囲、支配関係5年継続要件及び欠損金の損金算入の特例計算についての見直しが行われました。

③ 適用時期

本改正の適用時期は税制改正の大綱に明記されていませんが、令和4年4月1日以後開始する事業年度

から連結納税制度がグループ通算制度に移行しますので本改正も令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用されるものと思われます。

④ 改正のまとめ

	改 正 前	改 正 後
投資簿価修正制度	離脱時の通算子法人株式の譲渡原価 取得価額にかかわらず、その通算子 法人株式の税務上の簿価純資産価額	離脱時の通算子法人株式の譲渡原価 その通算子法人株式の税務上の簿価 純資産額に資産調整勘定等対応額を 加算(買収プレミアム(のれん)の反映)
時価評価制度	離脱等に伴う時価評価の適用 1,000万円未満の資産は、時価評価 の対象外	離脱等に伴う時価評価の適用 1,000万円未満の営業権は、時価評価 の対象資産
通算税効果額の範囲	利子税についての規定はありません	利子税について、各法人間で授受す る金額は、通算税効果額から除外
支配関係5年継続要件	判定 ① 通算親法人の設立の日 ② 他の通算法人の設立の日のうち最 も早い日 ①、②いずれか遅い日から継続して 5年支配関係があること 特例の適用除外 一定の組織再編成が行われていた場 合には特例の適用がありません。	判定 ① 通算親法人の設立の日 ② 他の通算法人の最後に支配関係を 有することとなった日の最も早い日 ①、②いずれか遅い日から継続して 5年支配関係があること 特例の適用除外 特例の適用除外の対象となる組織再 編成について見直しがありました。
欠損金の損金算入の特例計算	配賦方法 使い切れない設備投資額を各通算法 人に配賦できない	配賦方法 使い切れない設備投資額を各通算法 人に配賦できる

IV 消費課税

(1) 適格請求書等保存方式に係る見直し

① 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。

イ 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。

ロ 上記イの適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者(その登録日が、令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。)のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登

録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

ハ 特定国外事業者(事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。)以外の者であつて納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を拒否することができることとし、登録を受けているその事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとする。

ニ 事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとする。

ホ その他適格請求書発行事業者の登録に係る所要の措置を講ずる。

② 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。

③ 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとする。

④ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。

⑤ 公売等により課税資産の譲渡等を行う事業者が適格請求書発行事業者である場合には、公売等の執行機関はその事業者に代わって適格請求書等を交付することができることとする。

⑥ 課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除の制限を受ける事業者が、その特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合について、法令又は交付要綱等により国等にその用途を報告すべきこととされる文章等においてその課税仕入れに係る支払対価の額を明らかにしている場合には、その特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じその課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額を、その明らかにした課税期間の課税仕入れ等の税額に加算できることとする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

⑧ 改正のポイント

令和5年10月1日からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入に向けて、円滑な制度移行を図るため免税事業者が、制度導入後、柔軟に適格請求書発行事業者の登録を受けることができるように登録手続きの見直しが行われました。

この改正により、令和5年10月1日から6年間(令和11年9月30日までの日の属する課税期間まで)は、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合には、その登録する課税期間の初日の前日までに課税事業者選択届出書の提出を要することなく、また、課税期間の中途であっても任意のタイミングで

適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書(インボイス)を発行することができることとなりました。

なお、免税事業者で、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間から令和11年9月30日までの日の属する課税期間である場合には、その後適格請求書発行事業者の登録を取り消して、適格請求書発行事業者でなくなったとしても、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度が適用されず適格請求書(インボイス)の発行できない課税事業者となることにご注意ください。

⑨ 適用時期

本改正のうち①の改正の適用時期は、税制改正の大綱に明記されていません。

また、本改正のうち②から⑦までの改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

⑩ 改正のまとめ

			改 正 前	改 正 後
課税期間 の 中 途 で の 登 録 手 続 き	課 税 事 業 者		登録できる	登録できる
	免 税 事 業 者	原則	登録できない 登録を受ける課税期間の初日の前日 までに課税事業者選択届出書を提出 し、かつ、同日から起算して1か月前 までに登録申請する。	登録できる 令和5年10月1日から令和11年9月 30日までの日の属する課税期間に ついて中途での登録ができます。 (下記経過措置を除く。)
		経過措置	登録できる	登録できる
納税管理人を定めて いない国外事業者			登録を拒否できない	登録を拒否できる
仕入明細書による 仕 入 税 額 控 除			課税事業者である買い手は、売り手が 事業用資産の売却か家事用資産の売 却かにかかわらず、一定の事項を記載 した仕入明細書を作成し、売り手の確 認を受けた場合にはその仕入明細書 を保存することにより仕入税額控除の 適用を受けることができる。	課税事業者である買い手は、売り手 (適格請求書発行事業者)が事業用 資産の売却(課税資産の譲渡等)に 該当することの確認を受けた場合に 限り、一定の事項を記載した仕入明細 書を作成し、保存することにより仕入税 額控除の適用を受けることができる。
電子データにより交付 された区分記載請求 書による経過措置の 適用			不可	可
免税事業者から課税 事業者になる時の棚 卸資産			経過措置期間に適格請求書発行事業 者以外の者から行ったものについては 仕入税額相当額の80%又は50%控除	適格請求書発行事業者から行った ものであるか否かを問わず、全額を 仕入税額控除

V 納税環境整備

(1) 税理士制度の見直し

税理士制度について、次の見直しを行う。

① 税理士業務の電子化等の推進

イ 税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。

ロ 税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務の電子化に関する規定を加えるとともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととする。

(注) 上記ロの改正は、令和5年4月1日から施行する。

② 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し

税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないこととする等の運用上の対応を行う。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日から適用する。

③ 税務代理の範囲の明確化

イ 税務代理を行うに当たって前提となる通知等について、税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が受けることができることを明確化する等の運用上の対応を行う。

ロ 税務代理権限証書について、税務代理に該当しない代理をその様式に記載することができることとする等の見直しを行う。

(注) 上記ロの改正は、令和6年4月1日以後に提出する税務代理権限証書について適用する。

④ 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化

税理士会及び日本税理士会連合会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任について、電磁的方法により行うことができることとする。

⑤ 税理士名簿等の作成方法の明確化

税理士名簿及び税理士法人の名簿、税理士又は税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿等について、電磁的記録をもって作成すること(現行:磁気ディスク等をもって調製すること)ができることとする。

⑥ 税理士法人制度の見直し

イ 税理士法人の業務の範囲に、次に掲げる業務を加える。

a 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務

b 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等

ロ 税理士法人の社員の法定脱退事由に、懲戒処分等により税理士業務が停止されたことを加える。

⑦ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等

イ 財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めたときは、その税理士であった者が懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。この場合において、財務大臣は、その税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類(その懲戒処分が税理士業務の停止の処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間)を明らかにしなければならないこととする。

(注) 財務大臣は、上記の決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。

ロ 税理士の欠格条項に、上記イにより税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から3年を経過しないものを加える。

ハ 税理士の登録拒否事由に、上記イにより税理士業務の停止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、上記イにより明らかにされた税理士業務の停止をすべき期間を経過しないものを加える。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後にした違反行為等について適用する。

⑧ 懲戒処分等の除斥期間の創設

税理士等に係る懲戒処分について、懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができないこととする。

(注1) 税理士法人の税理法違反行為等に対する処分及び上記⑦イの決定について、上記と同様の措置を講ずる。

(注2) 上記の改正は、令和5年4月1日以後にした違反行為等について適用する。

⑨ 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し

イ 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に、税理士であった者及び税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者を加える。

ロ 国税庁長官は、税理士法に違反する行為又は事実があると思料するときは、関係人又は官公署に対し、その職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができることとする。

(注) 上記イの改正は、令和5年4月1日以後に行う質問検査等について、上記ロの改正は、同日以後に行う協力の求めについて、それぞれ適用する。

⑩ 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備

税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面について、税理士の実務を踏まえたその書面に関する様式の簡素化等の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に提出する申告書に添付する上記の書面について適用する。

⑪ 改正のポイント

コロナ禍におけるテレワーク等の新しい勤務形態を推進していくという社会的ニーズの高まりの中で、税理士事務所においても同様のニーズがあり、納税義務者の信頼に応え、利便性の向上を図る観点から、業務のICT化、電子化の推進及びテレワーク等の新しい勤務形態に対応するための法整備がなされました。

また、懲戒処分に係る規定の創設等によりかねてより問題視されていた懲戒逃れへの対応を図ることとされました。

⑫ 適用時期

本改正の適用時期は、それぞれ異なるためまとめると以下の通りです。

改 正 項 目	適用時期
① 税理士業務の電子化等の推進 イ 税理士業務の電子化による業務の改善 ロ 会則への税理士業務の電子化に関する規定の追加	令和4年4月1日以後適用 令和5年4月1日以後適用
② 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し	令和5年4月1日以後適用
③ 税務代理の範囲の明確化 イ 通知等を受けることが税務代理であることの明確化 ロ 税務代理権限証書の様式の整備	令和4年4月1日以後適用 令和6年4月1日以後適用
④ 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化	令和4年4月1日以後適用
⑤ 税理士名簿等の作成方法の明確化	令和4年4月1日以後適用
⑥ 税理士法人制度の見直し イ 税理士法人の業務の範囲の追加 ロ 税理士法人の社員の法定脱退事由の追加	令和4年4月1日以後適用
⑦ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等 イ 元税理士の懲戒処分すべきだったことの決定 ロ 欠格条項の追加 ハ 登録拒否事由の追加	令和5年4月1日以後適用
⑧ 懲戒処分等の除斥期間の創設	令和5年4月1日以後適用
⑨ 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し イ 調査における質問検査等の対象者の追加 ロ 必要書類の提供、その他協力義務の追加	令和5年4月1日以後適用
⑩ 税理士が申告書に添付する書面に関する様式の整備	令和6年4月1日以後適用

(2) 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

① 過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿(その電磁的記録を含む。)に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税(輸入に係る消費税を除く。(2)において同じ。)に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等のその職員からその帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき(その納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)は、その帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額にその申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%(次のロに掲げる場合に該当するときは、5%)に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

イ その職員にその帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又はその職員にその提示若しくは提出がされたその帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合

ロ その職員にその提示又は提出がされたその帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合(上記イに掲げる場合に該当するときを除く。)
ととする。

(注1) 上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

- a 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳
- b 所得税又は法人税において上記aの青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿
- c 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

(注2) 上記イの「記載が著しく不十分である場合」とは、その帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいい、上記ロの「記載が不十分である場合」とは、その帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいう。また、これらの金額が記載されていないことにつき、やむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとする。

② 改正のポイント

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、一定の帳簿の提示又は提出(以下「提出等」という。)がない場合やその帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額(以下「収入金額等」という。)の記載が不十分である場合には、申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%又は5%に相当する金額が加重されることになりました。

(注)「一定の帳簿」とは、現金出納帳、仕訳帳、総勘定元帳のほか、収入金額等の確認ができる売上帳や売掛金集計帳をいいます。

③ 適用時期

本改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

④ 改正のまとめ

帳簿の提出等	あ り			な し
収入金額等の記載漏れ	1/3未満	記載が不十分 1/3以上1/2未満	記載が著しく不十分 1/2以上	—
加算税への加重割合	なし	5%	10%	10%

(3) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、次の見直しを行う。

① 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。

② 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする。（国外財産調書についても同様とする。）

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

③ 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする。（国外財産調書についても同様とする。）

(注) 上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用する。

④ 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の

取得価額の基準を300万円未満(現行:100万円未満)に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

⑤ 改正のポイント

財産債務調書制度について、提出期限を緩和するなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、10億円以上の財産を有する居住者について所得基準によらずに提出義務者とする見直しが図られました。

⑥ 改正のまとめ

	改 正 前	改 正 後
提出義務者の要件	以下のいずれにも該当する者 ① 所得金額の合計額が2,000万円超 ② 3億円以上の財産を有する者又は 1億円以上の国外転出特例対象財産を有する者	左の要件又は以下の要件に該当する者 10億円以上の財産を有する者 (所得金額要件なし)
提出期限	翌年3月15日まで	翌年6月30日まで
提出期限後の提出	提出期限後の提出であっても、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用する。	提出期限後の提出が、調査通知前にされたものである場合に限り、過少申告加算税等の特例を適用する。
記載事項	取得価額100万円未満の家庭用財産は記載を要しない。	取得価額300万円未満の家庭用財産は記載を要しない。

(4) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有恕措置の整備

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長がその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が質問検査権に基づくその電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

(注) 上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合におけるその電磁

的記録の保存に関する上記の措置の適用については、その電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

② 改正のポイント

令和3年度における電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電帳法」という。)の改正により、令和4年1月1日以後に行う電子データのみでやり取りした請求書や領収書等は紙媒体での出力による保存は証憑書類と認められず、一定の要件を満たした電磁的記録による保存が義務付けられましたが、制度改正の認知度の低さもあり、要件を満たすためのシステム導入や規定の整備などの社内体制の構築等の準備時間が十分ではないとの実務上の要望から、その準備期間として2年間の猶予期間を定め、手続不要での従来の紙媒体での出力による保存を認める宥恕規定が設けられました。

③ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

参考 令和4年より適用される過年度税制改正

I 個人所得課税

(1) 退職所得課税の適正化(令和3年度税制改正)

① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者がその退職手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。

② 上記①の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置を講ずる。

③ 改正のポイント

退職所得は、給料の後払い的性格や功労報償的性格、老後の生活保障的性格を有することから退職所得課税については2分の1課税が行われてきましたが、近年の雇用の流動化にも配慮し、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者についても退職控除額控除後の残額のうち、300万円を超える部分の金額については2分の1課税が適用されません。

④ 適用時期

本改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

⑤ 改正のまとめ

		改 正 前	改 正 後
役員等	5年以下	2分の1課税 適用なし	2分の1課税 適用なし
	5年超	2分の1課税 適用あり	2分の1課税 適用あり
従業員	5年以下	2分の1課税 適用あり	300万円以下 2分の1課税 適用あり 300万円超 2分の1課税 適用なし
	5年超		2分の1課税 適用あり

計算式

(1) 収入金額 ○○○

(2) 退職所得控除額 40万円×勤続年数
(70万円×勤続年数-600万円)

(3) 退職所得の金額

① $(1)-(2) = \times \times \times$ >300万円 ∴一部1/2課税適用なし or ≤300万円 ∴全額1/2課税適用

② $\times \times \times - 3,000,000 = \triangle \triangle \triangle$ (1/2課税適用なし)

③ $3,000,000 \times 1/2 = 1,500,000$ (1/2課税適用)

④ ②+③

Ⅱ 資産課税

特になし

Ⅲ 法人課税

(1) 連結納税制度の見直し(令和2年度税制改正)

連結納税制度について、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行い損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うグループ通算制度に移行します。

① 個別申告方式

企業グループ全体を一つの納税単位として、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行の連結納税制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。

② 損益通算・税額調整等

欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算する。

また、研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行の連結納税制度と同様に、通算グループ全体で税額控除額を計算する。

③ 組織再編税制との整合性

開始・加入時の時価評価課税・繰越欠損金のグループへの持込み等について、組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金の持込み制限の対象を縮小する。

④ 親法人の適用開始前の繰越欠損金の取扱い

親法人も子法人と同様に、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。

⑤ 中小法人判定の適正化

通算グループ内に大法人がある場合には中小法人の特例を適用しない。

⑥ 適用時期

本改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

IV 消費課税

特になし

V 国際課税

特になし

VI 納税環境整備・その他

(1) 電子帳簿制度の見直し(令和3年度税制改正)

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の改正により、電子データでやりとりした電子取引に関し、電子データでやりとりした請求書・領収書等を紙ではなく電子で保存することが義務付けられたほか、以下の見直しがされました。

① 税務署長の事前承認制度の廃止

「電子帳簿・電子書類保存」、「スキャナ保存」を行う際に事前に必要だった所轄税務署長への承認申請が不要とされました。

② 電子帳簿の分類

電子帳簿は、一定の要件によって優良な電子帳簿、その他の電子帳簿又は旧法による電子帳簿に分類されることになりました。

また、国税関係帳簿のすべてが優良な電子帳簿の要件を満たしている場合には、過少申告加算税の軽減措置を受けられることとなりました。

③ タイムスタンプ要件等の緩和

これまで国税関係書類をスキャニングして画像データとして保存するためには、受領者が自署したうえで3営業日以内のタイムスタンプ付与が必要でしたが、改正後は受領者の自署が不要になるほか、タイムスタンプの付与期間が最長約2か月に延長されました。

また、検索要件についても、取引年月日・勘定科目・取引金額など記録項目の条件設定を必須としておりましたが、改正後は検索要件が簡素化され条件設定が取引年月日・取引先・金額のみとなりました。

④ 適正事務処理要件の廃止

事務処理については、これまで適正事務処理のため電子データの事務処理に関する社内規程を整備し、その処理にあたっては担当者を相互牽制するため2人以上での対応が求められていたほか、紙の原本と電

子データとの照合作業を行う定期検査実施まで紙の原本を処分できませんでしたが、今回の改正により、適正事務処理のための社内規程の整備が不要となり、また、その処理にあたって1人での対応が認められるようになるとともに紙の原本をスキャニング後直ぐに処分できるようになりました。

⑤ 罰則規定

スキャナ保存と電子取引について、電子データの不正による申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置及び青色申告の取り消しの措置が整備されました。

ただし、その後国税庁より「電子帳簿保存法一問一答」というQ&Aが公表され、この罰則規定については、必ず適用されるわけではないようです。

⑥ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日から適用されます。(令和4年度税制改正にて猶予期間を設定)